

高森町の給与・定員管理等について

1. 統括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

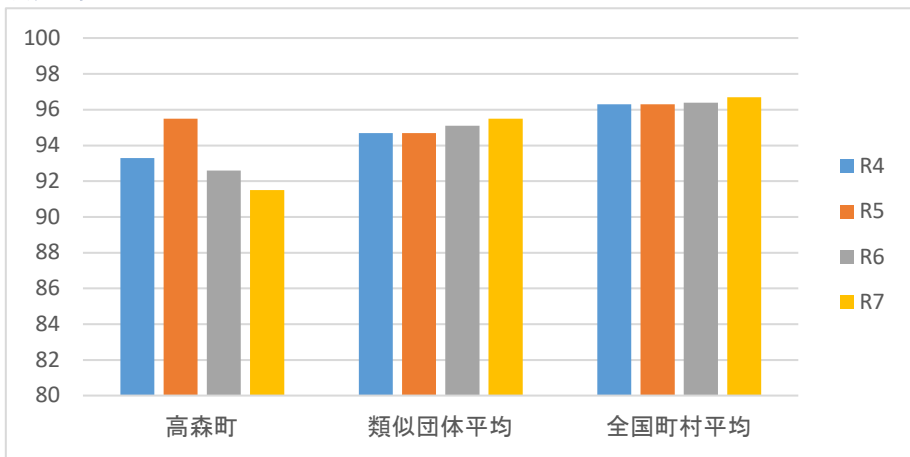
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 6年度の人件費率
7年度	5,823人	10,725,860千円	171,027千円	1,086,607千円	10.1%	16.1%

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
7年度	93人	353,242千円	42,710千円	142,050千円	538,002千円	5,785千円	5,865千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和7年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場
について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給 ※人事委員会を設置しておらず、国又は熊本県人事委員会の勧告に併せています。

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
7年度	— 円	— 円	— 円 (— %)	— %	— %	— %

- (注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当) ※人事委員会を設置しておらず、国又は熊本県人事委員会の勧告に併せています。

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
7年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月

- (注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

(1) 給料表の見直し

「**実施**」 未実施」

実施内容(平均引下げ率,実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合はその理由))

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施(期間については、該当する者がある限り継続実施)
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

(2) 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

(3) その他の見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

特になし

2.職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高森町	39.0歳	286,462円	336,367円	313,661円
熊本県	42.3歳	329,304円	420,139円	372,087円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.5歳	314,125円	360,652円	343,827円

②医療職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高森町	38.8歳	293,863円	311,184円	297,538円
熊本県	40.4歳	327,209円	400,599円	356,924円
国	48.2歳	333,346円	—	375,323円
類似団体	43.8歳	320,213円	368,181円	339,568円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		高 森 町	熊 本 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	220,000円	220,000円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	188,000円	188,000円
医 療 職	大 学 卒	255,400円	—	—
	短 大 卒	249,400円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

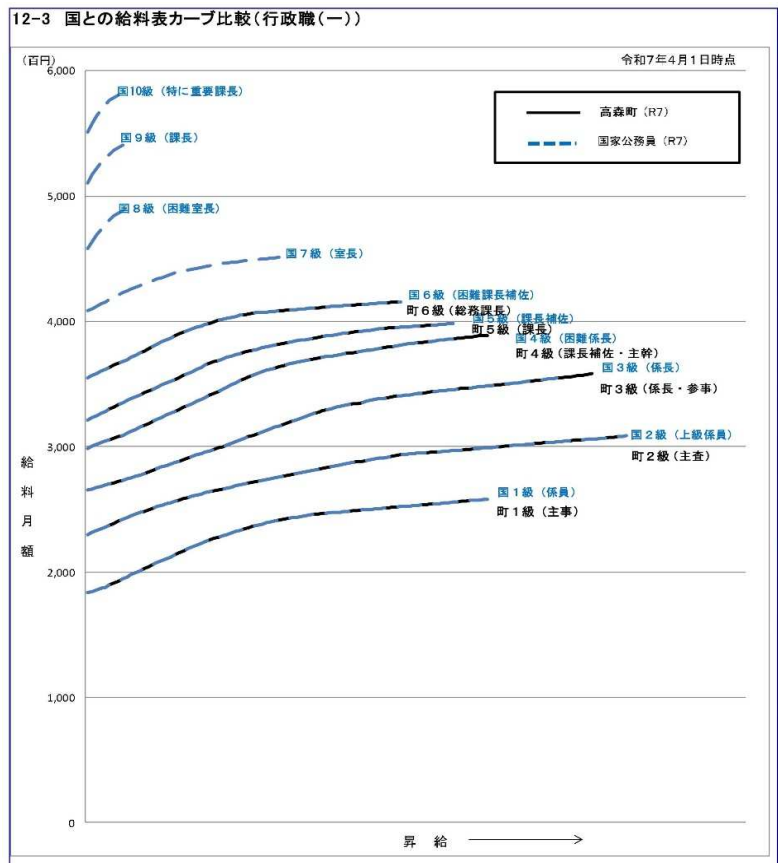
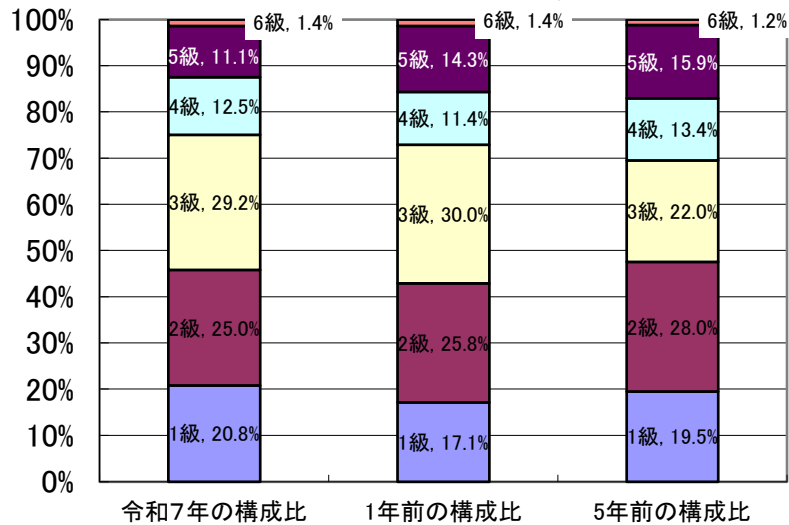
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	288,000円	373,400円	380,800円	—
	高 校 卒	268,600円	325,600円	386,700円	389,400円
医 療 職	大 学 卒	—	—	—	—
	短 大 卒	—	—	—	—

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職 員 数	構 成 比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事及び保育士の職務(2級に掲げる職務を除く)	15人	20.8%	183,500円	258,100円
2 級	主査及び保育士の職務	18人	25.0%	230,000円	308,500円
3 級	係長及び主任保育士の職務 参事の職務	21人	29.2%	265,300円	354,700円
4 級	課長補佐及び職務内容等がこれと同程度の職の職務 保育園長の職務 主幹の職務	9人	12.5%	298,800円	386,100円
5 級	課長及び職務内容等がこれと同程度の職の職務 審議員の職務	8人	11.1%	321,300円	398,200円
6 級	総務課長及び職務内容等がこれと同程度の職の職務	1人	1.4%	355,200円	415,700円

- (注) 1 高森町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)昇給への人事評価の活用状況(高森町)

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ 人事評価を実施していない		○		○	
活用予定時期		令和8年度		令和8年度	

4. 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高森町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,406千円	1人当たり平均支給額(令和7年度) 1,860千円	—
(令和7年度支給割合) 期末手当 2.525月分 勤勉手当 2.125月分 (1.425月分) (1.025月分)	(令和7年度支給割合) 期末手当 2.525月分 勤勉手当 2.125月分 (1.425月分) (1.025月分)	(令和7年度支給割合) 期末手当 2.525月分 勤勉手当 2.125月分 (1.425月分) (1.025月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ◆3級…5% ◆4・5級…10% ◆6級…15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ◆役職加算 5～20% ◆管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ◆役職加算 5～20% ◆管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)(高森町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和8年度		令和8年度	

(2)退職手当(令和7年4月1日現在)

高森町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 26.3655月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%) (退職時特昇 —) 1人当たり平均支給額 ◆一般行政職 4,187千円 ◆医療職 —	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.5869月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当

(令和7年4月1日現在)

※高森町には本手当はありません。

(4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

※高森町には本手当はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	7,577千円
職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	120千円
支給実績（令和6年度決算）	7,694千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	130千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和7年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度実績)
扶養手当	○配偶者:3,000円 ○子:11,500円(特定扶養は5,000円加算) ○扶養親族:6,500円	同じ	—	11,762千円	280千円
住居手当	○借家の場合:28,000円を限度に支給(家賃16,000円以下は支給しない)	同じ	—	6,225千円	239千円
通勤手当	○交通機関利用:月額150,000円を限度に支給 ○自家用車等利用の場合:距離に応じ2,000円から38,700円	同じ	—	8,216千円	158千円
管理職手当	総務課長35,000円,課長議会教育局長30,000円 審議員・園長20,000円	異なる	役職及び支給額(率)	4,500千円	321千円
宿日直手当	○1回の勤務につき、4,400円 ※5時間未満の場合⇒2,200円	同じ	—	0千円	0千円
休日勤務手当	○祝日等に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額	同じ	—	—	—

5. 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	741,900円	(参考)類似団体における最高/最低額
	副 町 長		814,000円 / 457,500円
報 酬	議 長	296,700円	651,000円 / 440,000円
	副 議 長	244,800円	360,000円 / 140,000円
	議 員	222,500円	320,000円 / 142,000円
期 末 手 当	町 長	(令和7年度支給割合)	
	副 町 長	2.875 月分	
退 職 手 当	議 長	(令和7年度支給割合)	
	副 議 長	2.60 月分	
	議 員		
備 考	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 町 長	741,900円×在職年数×500/100	14,526,000円 退職又は任期満了
	備 考	580,400円×在職年数×290/100	6,732,640円 退職又は任期満了

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

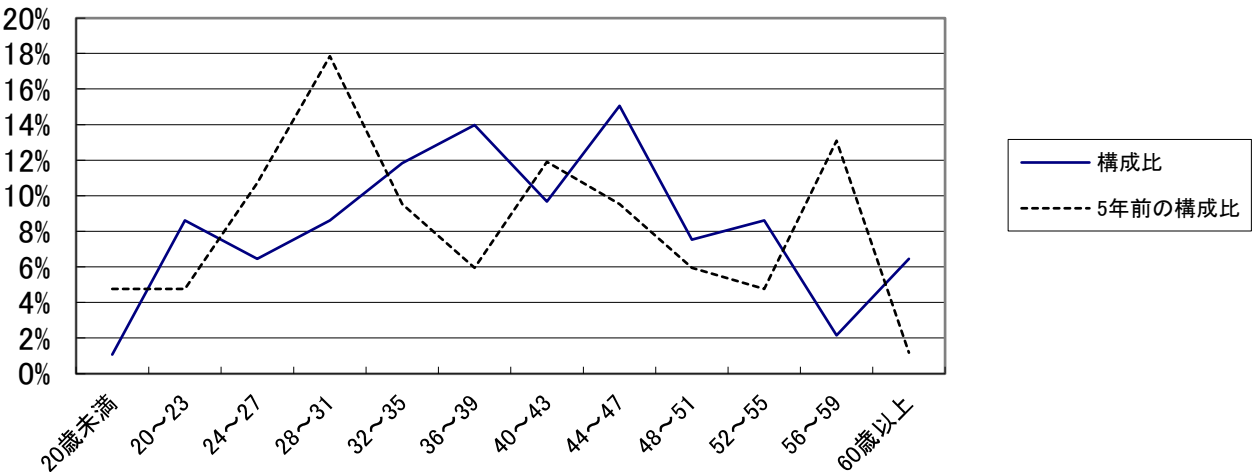
6. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 6 年	令 和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3名	2名	△ 1名	
		総 務	30名	34名	4名	
		税 務	7名	10名	3名	
		民 生	16名	13名	△ 3名	
		衛 生	4名	5名	1名	
		農 林 水 産	7名	8名	1名	
		商 工	4名	4名	0名	
部 門	計	土 木	5名	7名	2名	〈参考〉人口1万人当たり職員数 142.54人
		76名	83名	7名		
		教 育 部 門	11名	10名	△ 1名	
公 業 計 営 等 部 門	小 計	小 計	87名	93名	6名	〈参考〉人口1万人当たり職員数 159.71人
		水 道	2名	3名	1名	
		そ の 他	4名	7名	3名	
合 計	小 計	6名	10名	4名	〈参考〉人口1万人当たり職員数 176.88人	
		93名 〔103名〕	103名 〔103名〕	10名		

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	～23歳	～27歳	～31歳	～35歳	～39歳	～43歳	～47歳	～51歳	～55歳	～59歳	以上	
職 員 数	1人	8人	6人	8人	11人	13人	9人	14人	7人	8人	2人	6人	93人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	76人	69人	64人	64人	76人	83人	7人	9.2 %
教育	8人	7人	9人	8人	11人	10人	2人	25.0 %
消防	-	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	84人	76人	73人	72人	87人	93人	9人	10.7 %
公営企業等会計計	6人	7人	7人	7人	6人	10人	4人	66.7 %
総合計	90人	83人	80人	79人	93人	103人	13人	14.4 %

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
(注) 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7. 公営企業職員の状況

(1) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める職員 給与費比率	【参考】 令和6年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和7年度	230,214千円	△5,134千円	14,849千円	6.45%	8.02%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数	給与費				1人あたり給与費	【参考】 類似団体1人あたり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
令和7年度	3	9,298千円	1,873千円	3,678千円	4,849千円	4,950千円	6,316千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、令和7年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道企業	30.7歳	257千円	413千円
一般行政職	39.0歳	291千円	444千円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

簡易水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額(R7年度) 1,226千円		1人当たり平均支給額(R7年度) 1,406千円	
(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分		(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525 月分 2.125 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

簡易水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給:無)			その他の加算措置 (退職時特別昇給:無)		
定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人あたり平均支給額 0円			1人あたり平均支給額 4,187 千円		

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

※高森町に本手当はありません。

エ 特種勤務手当(令和7年4月1日現在)

※高森町に本手当はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和7年度決算）	732千円
職員1人当たり平均支給年額(令和7年度決算)	244千円
支給実績（令和6年度決算）	675千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	225千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和7年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和7年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和7年度実績)
扶養手当	○配偶者:3,000円 ○子:11,500円(特定扶養は5,000円加算) ○扶養親族:6,500円	同じ	—	0千円	0千円
住居手当	○借家の場合:28,000円を限度に支給(家賃16,000円以下は支給しない)	同じ	—	648千円	324千円
通勤手当	○交通機関利用:月額150,000円を限度に支給 ○自家用車等利用の場合:距離に応じ2,000円から38,700円	同じ	—	480千円	160千円
管理職手当	総務課長35,000円,課長議会教育局長30,000円 審議員・園長20,000円	異なる	役職及び支給額(率)	0千円	0千円
宿日直手当	○1回の勤務につき、4,400円 ※5時間未満の場合⇒2,200円	同じ	—	0千円	0千円
休日勤務手当	○祝日等に勤務した職員に通常の時間単価に135/100を乗じた額	同じ	—	—	—